第３章　行動計画の基本的事項

１．行動計画の位置付け

この計画は、環境教育等促進法第８条の規定により知事が定めるものであり、同法第７条に基づく国基本方針を踏まえつつ、上位計画である「長崎県総合計画」、「長崎県環境基本計画」、「長崎県教育振興基本計画」とも整合を図っています。

また、この計画は、長崎県地球温暖化対策実行計画や長崎県生物多様性保全戦略、長崎県廃棄物処理計画など環境関係の各種計画の推進を支えるものです。

さらに、この計画は、市町や事業者等が計画等を策定する際の指針となるものです。

〈図表２０〉関係法律・計画体系図

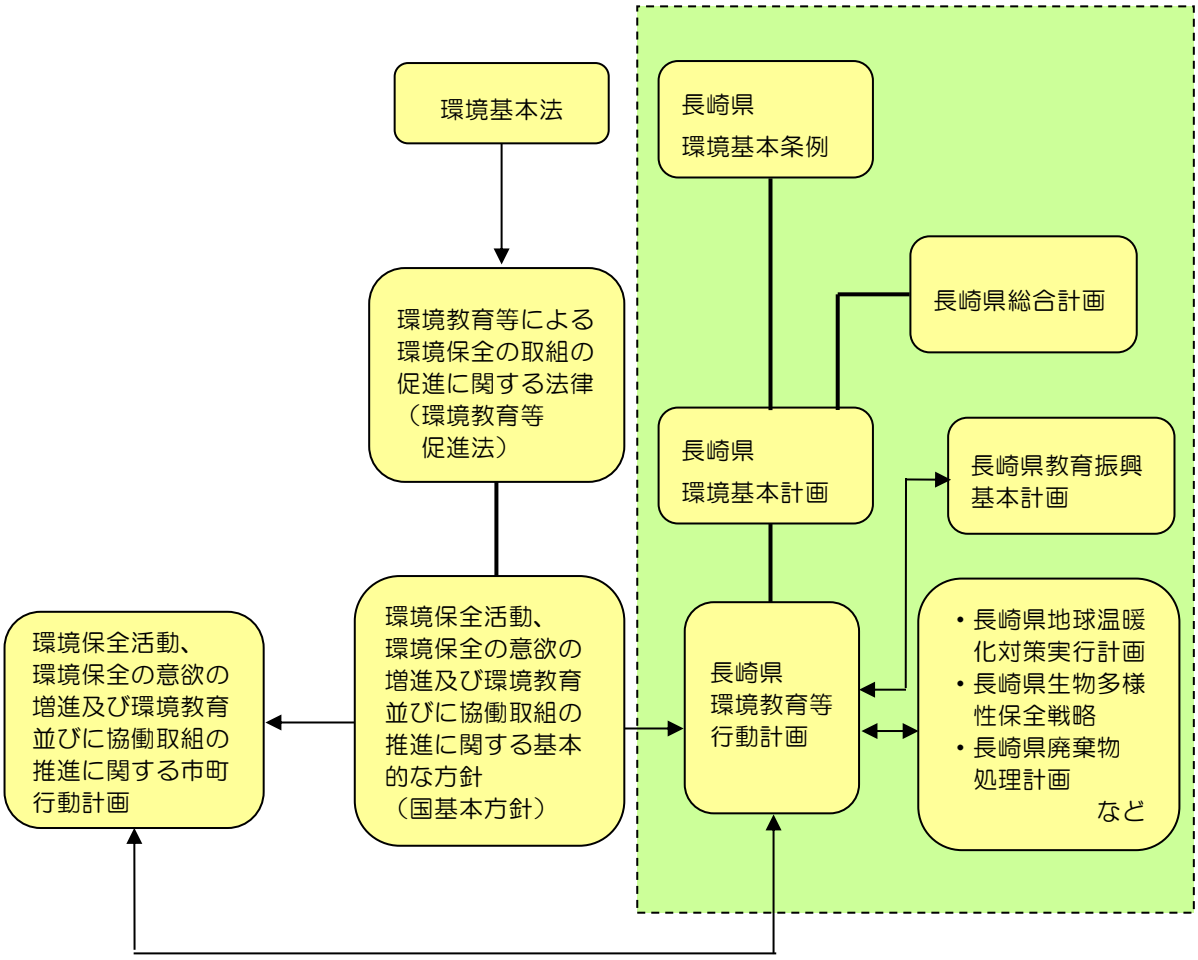

２．行動計画の目指す目標

私たちが直面する環境問題は、私たち一人ひとりが取り組まなければならない問題であり、一方、私たちの行動は、私たちの属する社会の価値観や風習、経済の在り方と深く結

びついています。また、少子化や人口減少が進む中、一人ひとりの担う役割も大きくなっています。持続可能な社会づくりのためには、一人ひとりの意識を変え、環境保全に主体性を持って取り組むようになること、そして、それがいかされる社会経済の仕組みを整えることが必要です。このことから、この計画では、**『持続可能な社会づくりのために、一人ひとりが自ら主体的に環境保全に取り組むこと』**を行動計画の目指す目標とします。

３．環境教育等を通じて目指す人間像と育むべき能力

（１）環境教育等を通じて目指す人間像

国基本方針では、環境保全のために求められる人間像として、以下の例があげられています。

国基本方針「環境保全のために求められる人間像」の例

○知識の習得にとどまらず、自ら考え、公正に判断し、主体的に行動し、成果を導き出すことのできる人間
○知識を得て理解した内容を他者に伝えることのできる人間
○他者と議論し、合意形成することのできる人間
○「人と自然」「人と人」「人と社会」のつながりやきずなを想像し、理解することのできる人間
○他者の痛みに共感し、共に働き、汗を流すとともに、協働することのできる人間
○理想とする社会像を自ら描き、それぞれの立場と役割で社会づくりを担っていける人間
○既成概念にとらわれず、新しい価値を創り出すことのできる人間

持続可能な社会づくりのためには、環境問題に限らず、現代社会における様々な課題を自らの課題として捉え、身近なところから主体的に取り組むことが重要であることから、この計画では、国基本方針にあげられている人間像に加え、「地域の課題解決に向けて主体的に考え、行動できる人間」の育成も併せて目指します。

なお、地域に主体的に貢献しようとする人間を育成することは、「第三期長崎県教育振興基本計画」に掲げられている以下の４つの人間像の育成にもつながるものです。

目指す人間像（第三期長崎県教育振興基本計画）

○創造性に富み、自立した人間
○いのちを重んじ、心豊かでたくましい人間
○郷土及び国家を担う責任を自覚し、その形成と発展に主体的に参画する人間
○我が国と郷土の伝統・文化や自然を誇りに思い、未来を創造し国際社会に貢献する人間

（２）環境教育等が育むべき能力

環境教育等が育むべき能力として、国基本方針では「未来を創る力」と「環境保全のための力」があげられていますが、環境保全の視点から地域に主体的に貢献しようとする人の育成にもつなげるため、これら２つの力に加え、「身近な環境保全活動に取り組むための力」を育むことも併せて目指します。

環境教育等でこれらの力を育むことにより、「環境教育等を通じて目指す人間像」の形成を図り、自ら主体的に環境保全に取り組む人づくりを目指します。

環境教育等が育むべき能力

「未来を創る力」

- ○社会経済の動向やその仕組みを横断的・包括的に見る力
- ○課題を発見・解決する力
- ○客観的・論理的思考力と判断力・選択力
- ○情報を活用する力
- ○計画を立てる力
- ○意思疎通する力（コミュニケーション能力）
- ○他者に共感する力
- ○多様な視点から考察し、多様性を受容する力
- ○想像し、推論する力
- ○他者に働きかけ、共通理解を求め、協力して行動する力
- ○地域を創り、育てる力
- ○新しい価値を生み出す力　等

「環境保全のための力」

- ○地球規模及び身近な環境の変化に気付く力
- ○資源の有限性や自然環境の不可逆性を理解する力
- ○環境配慮行動をするための知識や技能
- ○環境保全のために行動する力　等

「身近な環境保全活動に取り組むための力」

- ○身近な環境保全活動に関する知識や技能
- ○身近な環境保全活動を「環境マナー」として考え実践する力
- ○身近な環境保全活動に率先して取り組む人に共感し、協力して活動に取り組む力　等

↓

「環境教育等を通じて目指す人間像」の形成

↓

行動計画の目指す目標

一人ひとりが自ら主体的に環境保全に取り組むこと

４．行動計画の計画期間

学びの実践から行動する人づくりにつなげるためには、長期的な視点での継続的取組が必要であることや、SDGs が２０３０年までの目標であることも踏まえ、この行動計画の計画期間は、**２０１９（平成３１）年度から２０３０年度までの１２年間**とします。

なお、県の総合計画や環境基本計画の見直し年度である２０２５年度を中間年度として検証及び見直しを行うこととします。また、社会情勢の変化等により必要に応じてそれ以外の年度においても適宜検証を行い、見直しの検討を行います。

５．行動計画の数値目標

この計画では、**『持続可能な社会づくりのために、一人ひとりが自ら主体的に環境保全に取り組むこと』**を目標にしており、学校等、家庭・地域、事業者、行政など県民総ぐるみで環境教育等に関する取組を推進することによって、詰替商品の購入や節電・節水の取組など、身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合を２０３０年度までに１００％とすることを目指します。

＜計画目標＞

指　標	基準値	中間目標値	目標値
身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合	62% (2018 年度)	84% (2025 年度)	100% (2030 年度)

（注）目標の割合については、県民意識アンケート結果（総合計画進捗管理用）に基づき算定することを基本とする。ただし、他のアンケート調査から算定した数値（割合）も参考値として使用することもある。

６．施策と体系

この計画では、４つの施策から成る前計画の基本的方向の考え方を基本的に踏襲することとし、次の４つの施策を設定、取組を進めます。

①環境保全活動、体験活動及び環境教育の推進
②協働取組の推進
③人材の育成
④拠点機能と情報発信の充実

（１）環境保全活動、体験活動及び環境教育の推進

「環境教育等を通じて目指す人間像」に掲げた人間を育成するため、学校現場での取組を支援するとともに、家庭、子どもを通じた環境教育等を継続・充実させていきます。

また、学校等、家庭、地域、職場、並びに各種行事、ボランティア活動などの様々な場やあらゆる機会において、対象となる人のライフステージ又は生活の在り方（ライフスタイル）に応じた環境保全活動や環境教育等が行われ、身近で参加しやすい体験活動を充実させることにより、体験活動等を通じた学びの実践を通して自主的な活動が自立的に社会の中で定着していくことを目指します。

環境保全活動は私たちにとって決して縁遠いものではなく、誰でも日常生活の中から取り組めるものです。長崎県の豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくため、一人ひとりが身近な環境保全活動を「環境マナー」と考えて行動していくことを目指します。さらには、一人ひとりが、周りの人と協力しながら身近な環境保全活動に取り組んでいくことを目指します。

また、環境教育の実践においては、協働経験を通じた双方向型のコミュニケーションや、体験活動を通じた学びの実践を行うことを前提として、以下のことを重視して取り組んでいきます。

・人間と環境との関わりに関するものと、環境に関連する人間と人間との関わりに関するもの、その両方を学ぶことが大切であること
・環境に関する問題を客観的かつ公平な態度でとらえること
・生産・流通・消費・廃棄の社会経済システムにおいて、ライフサイクルの視点で環境負荷をとらえること
・豊かな環境とその恵みを大切に思う心を育むこと
・いのちの大切さを学ぶこと
・身近な環境保全活動に取り組むこと

（２）協働取組の推進

環境教育等を推進するためには、学校等、家庭・地域、事業者、行政の各主体が適切な役割分担の下、相互に連携・協力しながら取り組む必要があります。この計画では、環境意識の浸透を図っている団体同士の連携・協力を促進しながら、環境教育等が、あらゆる主体、世代、地域の協働により効果的に取り組まれることを目指します。

また、協働取組の推進のために、以下のことに留意して取り組んでいきます。

・対等な立場と役割分担
・相互理解と信頼醸成
・コーディネーター（調整役）やファシリテーター（促進役）の活用
・情報公開と政策形成への参画

（３）人材の育成

環境教育やESDの取組を効果的に進めるため、環境意識の浸透を図る人材の育成や、体験学習や環境学習を支援する人材の育成、学校や自治会等の地域活動を支援する団体や人材の育成が求められています。

人材の育成にあたっては、ESDやSDGsの考え方も活用しながら環境問題と私たちの生活の関連性の総合的・体系的な理解を促し、身近な環境保全活動を引き出すことが

できる人材の育成を推進し、学校等で環境教育等に取り組む教職員の資質・能力の向上、地域等で環境教育等を実践する環境リーダーの育成・確保を目指します。

（４）拠点機能と情報発信の充実

各主体が効果的に環境教育等を実践できるようにするためには、環境に関する関心や興味を高める情報発信の充実、簡単に取り組める体験活動や環境学習の場の創出及び支援、取組事例等の情報発信や体験活動等の紹介など拠点機能と情報発信の充実が必要であり、これを踏まえたうえで、環境教育等に関する情報提供の場、環境教育等の活動の場、各主体、各世代、各地域が協働するための場など、拠点としての機能を担う体制を整備・充実させるとともに、これらの拠点が有効に活用されることを目指します。

〈図表２１〉第２次長崎県環境教育等行動計画の施策体系図

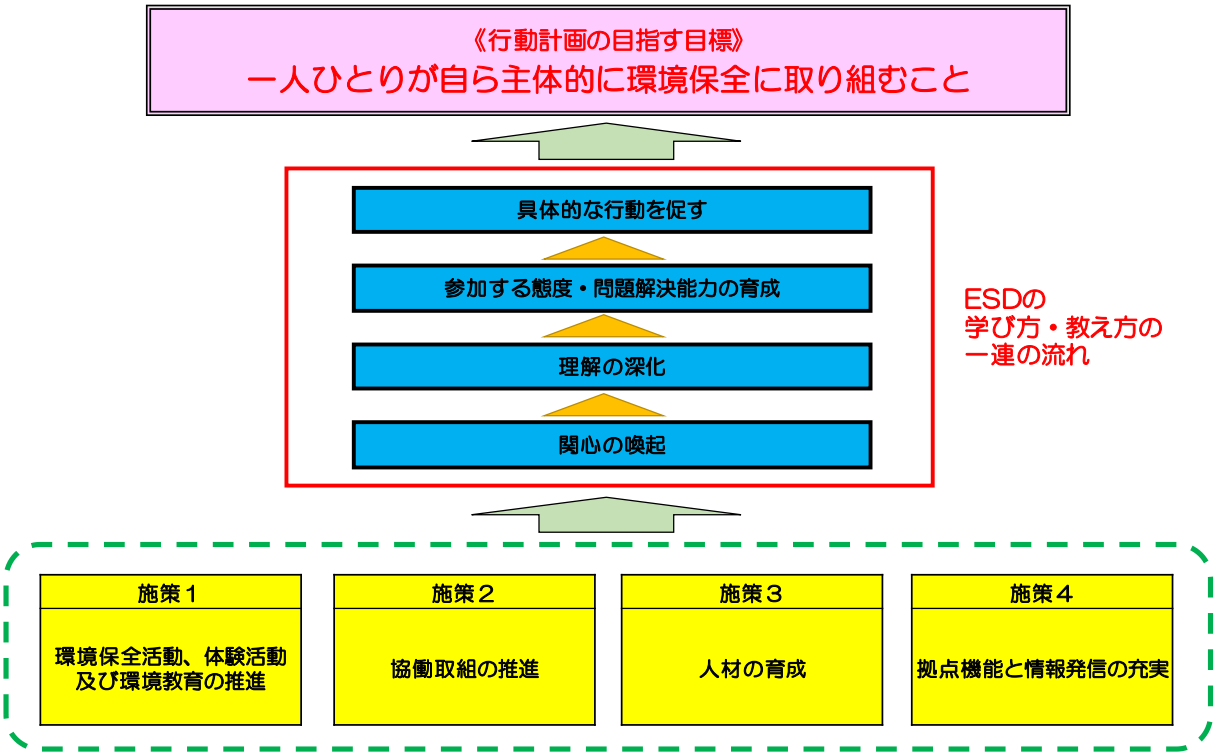

７．各主体の役割

持続可能な社会づくりに向けた取組を推進するためには、次に掲げる５つの重要事項を、対象となる人のライフステージ又は生活の在り方（ライフスタイル）等に応じて、各主体がそれぞれの立場で積極的に推進することが不可欠です。

◇環境に対する関心を喚起する
◇共通の理解を深める
◇意識を向上させる
◇参加意欲を高めさせる
◇問題解決能力を育成する

（１）学校等の役割

持続可能な社会づくりのためには、様々な機会を通じ環境問題について学習するとともに、主体的に環境保全活動に取り組ませるなど、次世代を担う子どもたちを対象とした環境教育等をより一層推進する必要があります。学校等は、家庭や地域とともにその役割を担っており、日常生活を含めたあらゆる教育活動を通じて、持続可能な社会の担い手として必要な「知識・能力・態度・価値観等」を児童・生徒に身につけさせる必要があります。

さらに、学校は家庭・地域と協働し、環境教育等を推進することも必要です。

大学は、教養科目や専門科目等を通じた学生に対する環境教育等を行うとともに、環境に関する研究を行うなど、環境教育等の実践者や指導者の育成の場として重要です。また、公開講座や出前講座など地域における環境教育等の場として重要です。

幼稚園・保育所・認定こども園は、日常の保育の中で、幼児が遊びや体験活動を通じて身近な環境に触れ合うことで、様々な気づきが得られるよう取り組むことが大切です。

（２）家庭・地域の役割

家庭は、価値観や生活の在り方（ライフスタイル）の形成にかかわる重要な場であり、このことは、環境教育等に関わる重要なことがらです。

環境問題について、日頃から家庭で話し合い、不要な電気機器のスイッチオフ、詰替商品や簡易包装製品など環境に配慮した製品の率先購入、公共交通機関の利用、エコドライブ、マイバッグの使用、食品ロス削減、ごみ分別の徹底、地域の清掃・美化活動への参加など、家族で取り組むことが重要です。

また、地域においては、自治会、婦人会、子ども会、PTA、老人クラブなど、目的に応じて様々な団体が活動を行っており、地域づくりの主要な担い手となっていますが、これらの地域コミュニティは日頃の生活の営みの中で日常的に自然環境や生活の在り方（ライフスタイル）を学び、体験する場であるとともに、様々な世代や主体の交流と連携のもと、地域のリーダー等が中心となって、地域の特性を活かした「環境」の側面も取り入れた「まちづくり」などを進めていく重要な場です。

さらに、環境保全を目的とするNPO等の民間団体も含め、学校等、家庭・地域、事業者、行政等が協働して環境教育等の推進に努める必要があります。

（３）事業者の役割

事業者は、その事業活動を行うにあたり、環境負荷の低減に努めるとともに、環境に配慮した製品やサービスの提供、情報発信を行うことにより、消費者や取引先の意識啓発を行う役割が期待されます。その際、事業活動とSDGsの目標との関連づけの活用（例えば、『つくる責任、つかう責任』、『海の豊かさを守ろう』、『陸の豊かさも守ろう』と言った目標の達成に貢献できるなど）や環境負荷削減効果の見える化など、自らが行っている環境に配慮した事業活動について分かりやすい説明を行うことで、消費者や取引先へ気づきや学びの機会を提供することにもつながります。

また、地域の一員として、地域の環境の現状や課題を認識し、地域の環境保全活動に参加するとともに、事業者独自の環境関連施設見学会や体験学習会の開催、環境に配慮した事業活動内容の公表など、積極的な取組が必要です。

経営者は、ＩＳＯ１４００１やエコアクション２１等の環境マネジメントシステムの導入など環境に配慮した事業活動を促進するとともに、従業員の環境保全活動への関心を喚起させ、参加意欲を向上させるための研修を行うなど、計画的な環境教育等の実施に努める必要があります。

職場において職員一人ひとりが、環境負荷低減に関する意識を高め、自発的に取組を進める意欲を増進することは、職場における環境負荷を低減するだけでなく、その職場で取り組まれる施策や事業をより環境に配慮したものとし、ひいては持続可能な経済システムを構築していくうえでの基盤となり、職場において環境教育等を受けることにより、その人の家庭や地域における取組にもつながることが期待されます。

（４）行政の役割

県・市町は、地域の環境の現状や問題について把握するとともに、具体的な環境保全活動や環境教育等に取り組む学校等や家庭・地域、事業者を支援し、連携を促すため、地域の実情に応じた情報や資材の提供、体験の場の提供、人材の育成、ネットワークの構築などに取り組むことが必要です。

特に、基礎的自治体である市町は、地域における環境保全活動や環境教育の実践に役立つ情報等の収集・整理・提供、地域資源を活用した環境教育等の機会の提供、学校等・自治会などの地域活動団体・事業者など多様な主体をつなぎ、協働取組を支援する役割などが期待されます。例えば、地域の環境行政上のビジョンや課題、その解決のために地域住民ができることについて情報発信することにより学習テーマを提供したり、環境学習の場として環境に配慮した設備を有する公共施設、ごみ処理施設、上下水道施設等の見学会など、体験の機会を提供することなどが考えられます。

一方、広域自治体である県は、県内全域を対象とした計画の策定や体制・仕組みづくりを行うとともに、市町の枠を超えて実施することが効果的である取組を行うことが、主な役割と考えられます。あわせて、県と各市町、各教育委員会、他部局との連携を強

化し、消費者教育等他の分野との連携を推進することによる効果的な取組が求められています。

【参考】各主体における取組例（２０１８年度実施のアンケート調査結果から）

（１）学校等における特徴的な取組例

幼稚園、保育所、認定こども園では、日常の保育を通した取組のほか、県の環境アドバイザー制度等を活用して、生ごみリサイクルや自然体験活動などの取組も行われています。

また、小・中・高等学校においては、節電や節水、ごみの分別、リサイクル活動、地域の方々との清掃ボランティア活動や自然体験活動、農林水産体験活動などが行われています。

＜幼稚園、保育所、認定こども園＞

- 節電、節水
- ごみの分別、減量化
- 古紙、ペットボトルキャップ、プルタブ回収の取組
- 裏紙等の再利用、廃材を利用した工作、草木を利用した遊び・作品づくり
- 自然とのふれ合い（ネイチャーゲームなども含む）、園庭の芝生化、緑のカーテンづくり
- 田植え・稲刈り体験
- 野菜づくり・収穫体験、花の栽培（種まき、苗植えから）
  （例）生ごみの堆肥化 ⇒ 土づくり ⇒ 野菜づくり
  野菜づくり ⇒ 収穫後の調理、エコ・クッキング ⇒ 給食、食育
- 生き物の飼育や観察、川遊び、
- 公園、川、海水浴場などでのごみ拾いや清掃活動
- 「エコ・マザー活動」を活用した環境学習
- させぼ美し化プロジェクト、南島原市緑化推進事業など市町の取組への参加

＜小・中・高共通＞

- 節電・節水
- ごみの分別の徹底
- 学校版環境 ISO の取組（佐世保市、南島原市）
- ペットボトルキャップ、プルタブ回収の取組
- 古紙、空き缶・空きびん回収
- 地域・海岸の清掃ボランティア活動、海岸漂着ごみ回収活動
  （例）PTA、生徒会、育成協や学校支援会議中心など様々な連携取組、
  小中高合同の地域清掃や、海開き前や遠足などにあわせた実施事例。
- 河川水質調査、水生生物調査や水質浄化の取組
- 緑のカーテンづくり、ビオトープ
- 農作業体験（生ごみ堆肥化、食育との組み合わせなど）や漁業体験
- 生き物の観察（ホタル、野鳥など）
- させぼ美し化プロジェクトや花いっぱい運動など、市町の取組への参加
- ジオパーク学習
- ESD の視点を取り入れた教育（ESD 対馬学　等）　など
  （注）総合的な学習の時間なども活用しながら ESD の実践に取り組んでいる学校があり、その中で ESD の推進拠点としてのユネスコスクール（ユネスコの理想を実現するため平和や国際的な連携を実践する学校としてユネスコが認定）に加盟している学校もいくつかあります。

＜その他中学校での一例＞
・エネルギー教育の実践
・大村郡川の研究
・サステナプラザながさきとの連携　など

＜その他高校での一例＞
・環境に関連した調査・研究等
（例）河川や海岸での水質調査・プランクトン調査から水質環境の考察、
希少植物や固有植物等の生息・生態調査や保護・増殖活動、
気象観測及び結果の考察等
・観光地クリーン作戦　など

（２）家庭・地域における特徴的な取組例

自治会、婦人会など民間団体等による清掃活動やリサイクル活動、幅広い世代を対象とした環境学習会、こどもエコクラブや緑の少年団の活動などが行われています。

＜こどもエコクラブ＞
・地域の清掃活動やエコツアーへの同行
・資源ごみやペットボトルキャップ回収、クリーンセンター見学、川調べ等
・キャンプや自然体験活動を通した環境体験活動
・プロジェクトワイルドなどの環境教育プログラム　など

＜NPO・地域活動団体＞
・地域の環境保全活動（希少種の保全、川づくりなど）
・地域の清掃活動、ビーチクリーンアップ
・節電、コンセントからプラグを抜く運動
・子どもや親子を対象とした野外体験活動
・農業体験（籾まき、田植え、かかし作り、稲刈り、脱穀、おにぎり大会）
・生ごみの堆肥化、生ごみの発酵促進剤（ぼかし）作り、土づくり等の講習会
・木育プログラムの実施
・小学校などへの環境出前講座（ごみ問題、地球温暖化防止等）　など

（３）事業者における特徴的な取組例

事業者においては、地域の清掃活動への参加などの環境保全活動、ISO14001 の認証取得やエコアクション 21 の取組に伴う従業員への環境教育のほか、環境学習会の実施や施設見学の受け入れなどの取組が行われています。

・古紙回収・トナー等のリサイクル活動
・地域や河川等の清掃活動
・建設現場における希少動植物の保護の啓発活動
・エコアクション 21 活動
・ISO14001 をベースとした省エネ、省資源の推進、廃棄物の削減等の取組
・小学生向けの環境学習会の開催や施設見学の受け入れ　など

（４）行政における特徴的な取組例（市町）

市町においても、学校や家庭・地域、事業者が環境保全のための具体的な行動や環境教育に取り組むための支援や、連携を促すための支援として、情報や資材の提供、体験の機会の提供などに取り組まれています。なお、以下の事例以外にも多くの取組がなされていますが、市町から回答があったものを中心に掲載しています。

＜長崎市＞

・親子環境教室等の体験型プログラムの提供
・行政、事業者、市民団体等の取組みをまとめた「長崎市環境学習・行動ガイドブック」の発行

＜佐世保市＞

・市内小中学校等を対象とした学校版環境 ISO 認定制度

＜雲仙市＞

・島原半島エコプロジェクト（再生可能エネルギーを活用したまちづくり）

＜南島原市＞

・南島原市学校版環境 ISO（審査項目に基づき認定が適当であると認められる場合に、学校版環境 ISO に取り組む学校として認定し、認定書交付）

＜時津町＞

・毎年６月上旬に「町内一斉清掃」と銘打ち、時津町内公共施設等のごみや草木、汚でい等を住民が協力しあって処理・収集。集まったものを時津町が処分するという「協働事業」を実施。

＜小値賀町＞

・小学５年生を対象に、船で無人島の漂着ごみの現状を見て回り、環境短歌を作成し、その短歌を「ごみカレンダー」に掲載して、町民の漂着ごみに対する意識の向上を図っている。

＜佐々町教育委員会＞

・佐々っ子土曜学習プログラム推進事業の一環として、町内社会教育関係団体による「さざ自然・生物学習教室」を開催。小学生から中学生までを対象として、佐々川河口の生物観察や清掃活動を実施。